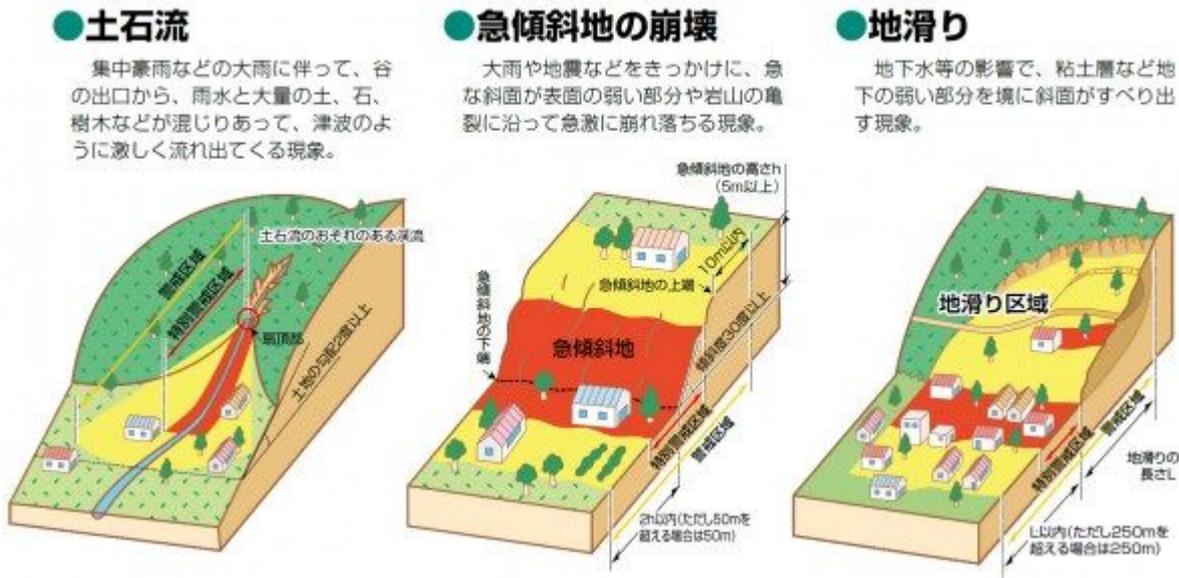


■土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域

○土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりの3つの現象を対象にしています。基礎調査を実施し、現地状況等を反映した区域を設定します。

○基礎調査は、地形、地質、土地利用状況等を踏まえて、区域指定及び土砂災害防止対策に必要な机上及び現地調査を実施します。具体的には、机上調査により地形図・航空写真等を用いて土砂災害のおそれのある箇所を抽出し、現地調査により区域の範囲を設定します。



土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)

■急傾斜地の崩壊

- イ 急傾斜地(傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域)
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

■土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、谷の出口から下流の勾配が2度以上ある区域

■地滑り

- イ 地滑り区域(地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域。

※当市には、地滑りによる区域指定はありません。

図 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の解説

(出典：愛知県ウェブページ「土砂災害防止法の概要」)